

生産性向上特別措置法に基づく中小企業支援について



【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画について

平成30年5月
経済産業省
中小企業庁

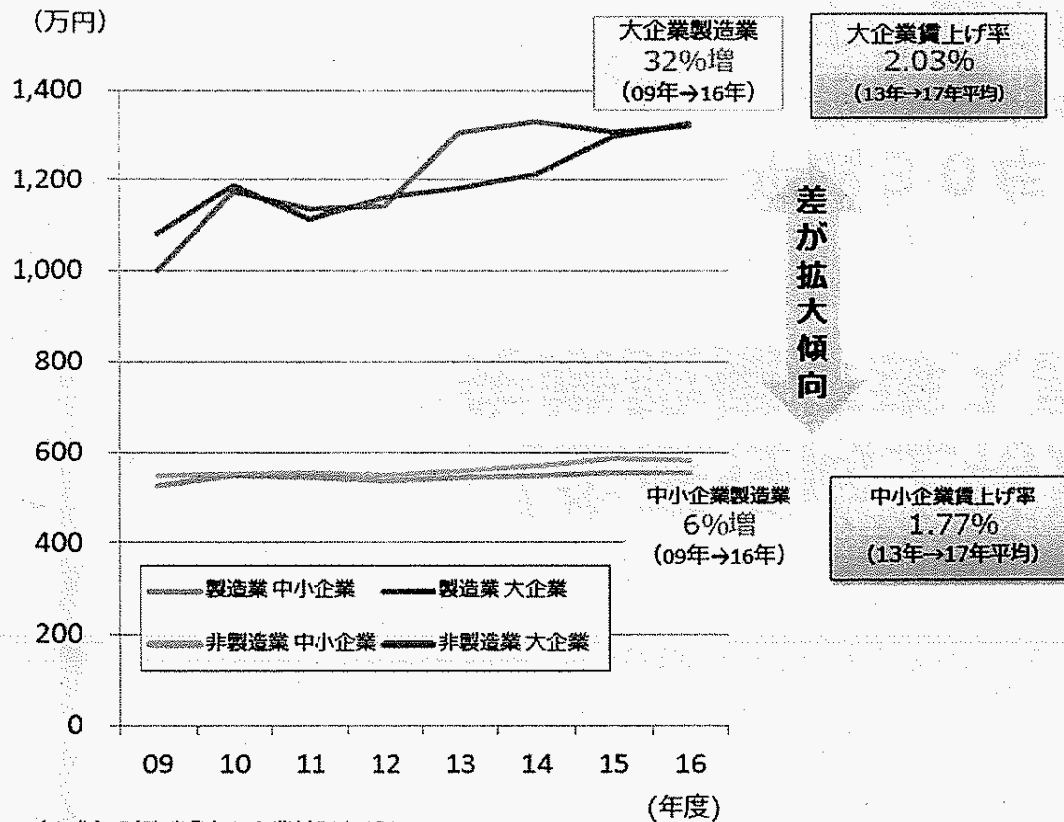
本資料は、「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第3号)及び「生産性向上特別措置法」(平成30年法律第25号)の内容を分かりやすくまとめたものです。

生産性向上特別措置法の関係規定がパブリックコメント中であることにご留意ください。

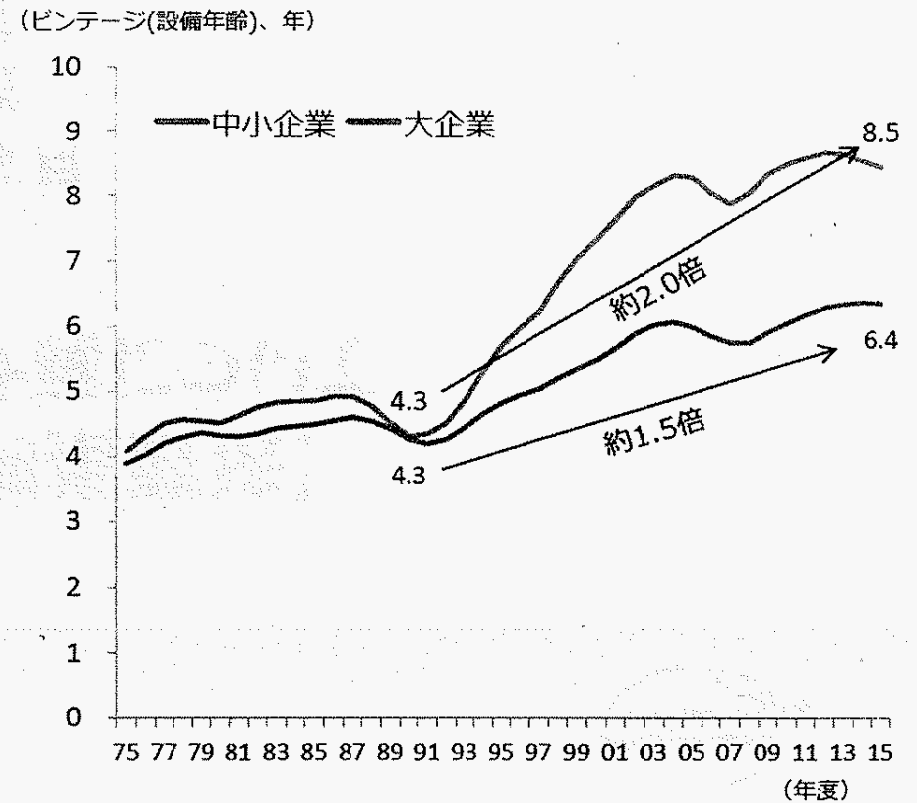
中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性

- 中小企業の業況は回復傾向であるが、**労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、**また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、**少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。**

労働生産性の推移と賃上げ率



企業規模別設備年齢の推移



(出典) 財務省「法人企業統計年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

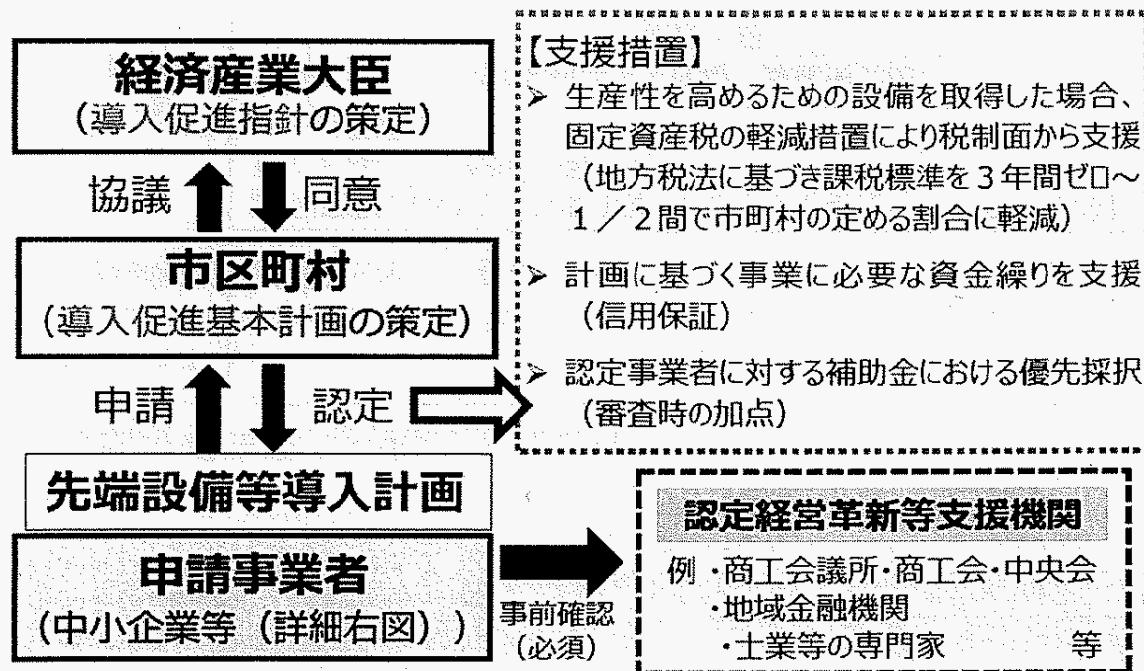
(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より

(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模 （中小企業等経営強化法第2条第1項）

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
政令指定業種 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
 （注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

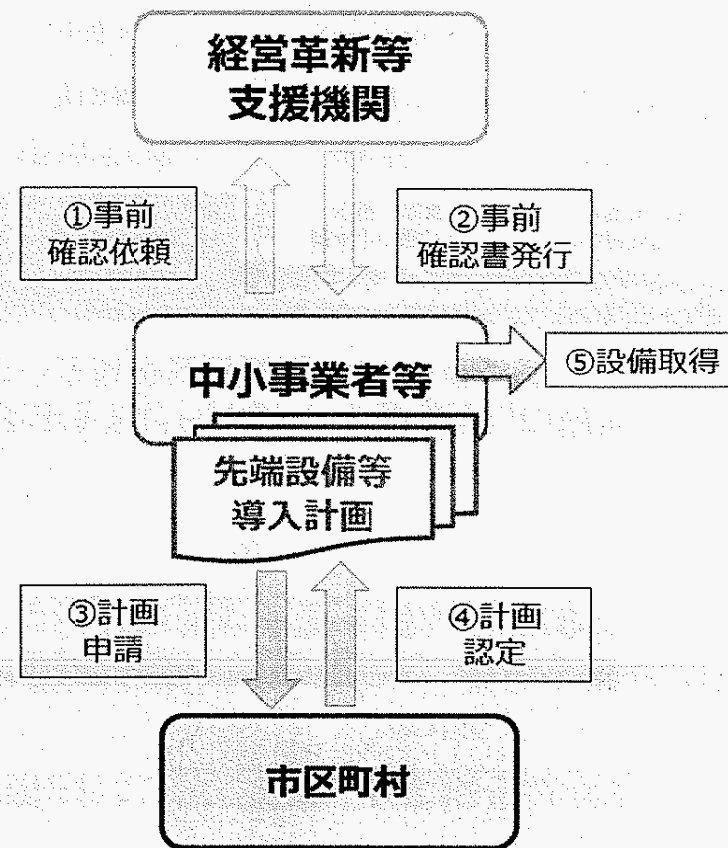
- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末</p> <p>○算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ <p style="text-align: center;">(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p> </div>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】</p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市区町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー



固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者 ※1	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※3）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※3 市町村の条例で定める割合

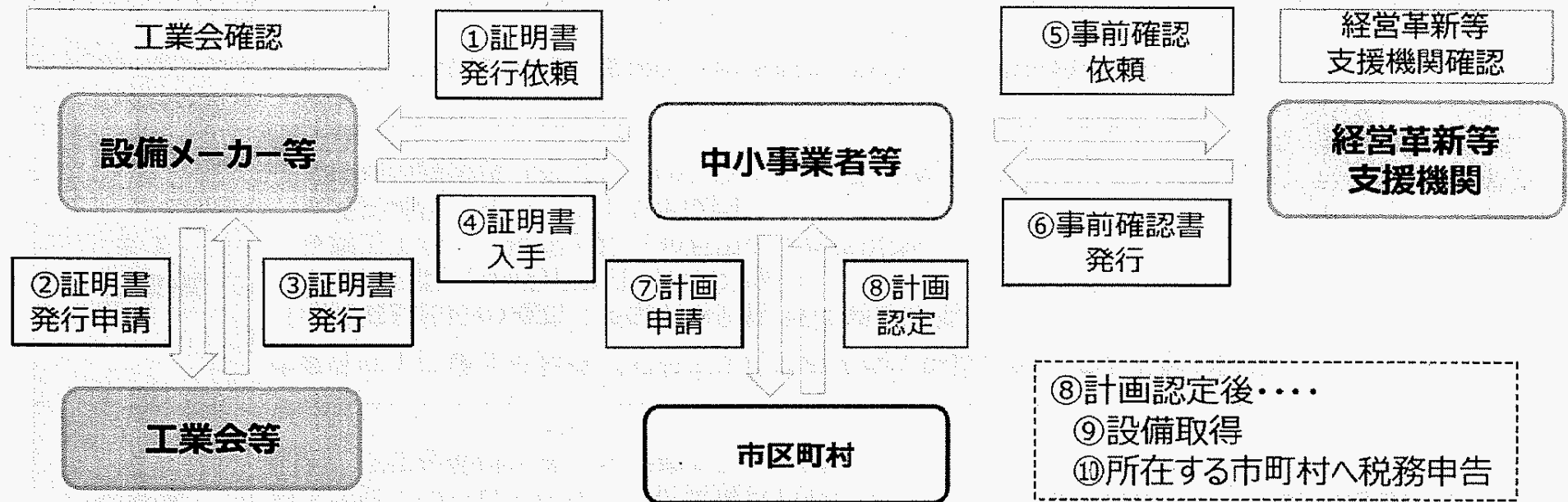
固定資産税の特例について（スキーム図）

＜工業会等の確認内容＞

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

＜経営革新等支援機関の確認内容＞

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】 「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）＜詳細次頁＞

【注2】 工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

- ※ 1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※ 2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。
- ※ 3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご注意ください。

(案)

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浜松市は面積 1558.06k m²、推計人口 793,904 人(平成 30 年 4 月 1 日)の政令指定都市である。市域は、高次都市機能や先端技術産業などが集積する都市部、近郊農業やものづくり産業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を有する中山間地域など、全国に類のない多彩なフィールドを有する。

雇用者数の 2 割以上、売上高の 4 割近く、付加価値額の 3 割近くを製造業が占め、産業構造における 2 次産業構成比率が大きく、なかでも機械・輸送用機器は地域経済全体の発展を牽引するとともに、地域の中小製造業者の加工技術等を磨き、技術や経営の高度化に貢献してきた。

工場の海外・市外転出に伴い製造品出荷額の推移は下降傾向にあり、製造品出荷額はリーマン・ショック前の平成 19 年度 3 兆 2,256 億円をピークに平成 27 年度には 1 兆 8,234 億円(平成 29 年 9 月経済センサス確報)となっている。

本地域の中小企業の業況はバブル崩壊後最高水準で推移している。業況改善に伴い、人手や設備の不足感も強くなってきており、特に人手不足は深刻な状況となってきている。現状では、受注見込みや引き合い案件があっても「人手・設備不足で受注をこなせない」「高い外注を利用して利益を圧迫されている」との声も多く聞かれるようになってきた。中小企業がさらに業況拡大していくためには設備投資による業務省力化が生産性向上のためには不可欠となっている。

本市の屋台骨を支えてきたものづくり産業等が、海外への生産移転の加速により、国内取引の確保や雇用維持というプロセスが揺らぎつつある中で、一方、市内中小企業者等の多くには製品汎用性をもちながら高度な技術を持っており、こうした事業所においては人手不足・人材確保対応や産業競争力を高めていく必要がある。

またいわゆる E V ショックにおけるパラダイムシフトでは、製品の高度化や事業の多角化によるさらなる敏捷性、柔軟性が求められており、生産性向上は喫緊の課題である。

本市は産業の高度化・高付加価値化のため中小企業者等の生産性向上を支援し、多様な産業の発展が、高い経済的波及効果をもたらすよう努め、事業所の収益率向上と従事者の収入増を通じた好循環環境の創出を図る。

(2) 目標

ア 認定する事業者数は 100 社／年以上とする。

イ ものづくり補助金の採択件数を 200 件以上（平成 30 年度から平成 32 年度）とする。

ウ 新産業創出事業費補助金の申請件数を 40 件／年以上とする。

<参考>

新産業補助金とは

本市において戦略的に支援すべき産業分野として位置づけている成長 6 分野（次世代、健康・医療、新農業、光・電子、環境・エネルギー、デジタルネットワーク・コンテンツ）について、新技術、新製品等の研究開発を行い事業化を目指す市内の中小企業者等に対し、研究開発費の一部を補助することにより事業化の実現を促し、浜松経済を牽引する成長産業の創出につなげていくことを目的とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、浜松市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市は高層オフィスにより人口が集中する都心部、漁港や観光施設を擁する臨海部、大企業から零細企業まで多種多様な製造業が存在する内陸部、天竜材など森林資源が豊富な山間部などがあり、このための産業施策に対する導入設備は多岐にわたるため、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる業種・事業であれば幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市民税を滞納している者は対象としない。
- ・ 環境条例、景観条例に配慮すること。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合がある。
- ・ これまでの本市のものづくりの高度な基盤技術を活かし、新たな産業を創出するなど、複合的な産業構造への転換を目指すこと。
- ・ 地域の産業支援機関、大学、行政機関、金融機関などと連携し、地域内でのネットワーク構築を図り情報交換に努めること。
- ・ 働き方改革により、フルタイム従業員の年次有給休暇取得率の増加、時間外労働平均時間の削減などの生産性向上に努めること。